

プレスリリース 令和 6 年 6 月 28 日(金)

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる



島根県土木部河川課

担当者名 和泉、野津

TEL 0852-22-6747

Email kasen@pref.shimane.lg.jp

誰
もが、
誰か、
た
か
ら
も
の。

津波災害警戒区域の指定について

(西ノ島町の区域)

島根県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に基づき津波災害警戒区域（※）を指定します。あわせて、同条第 2 項に基づく基準水位を公表します。

今回の指定をもちまして、県内沿岸全市町村の指定が完了しました。

指定年月日：令和 6 年（2024 年）6 月 28 日（島根県告示第 441 号）

指定区域：西ノ島町の区域（別図に示す部分に限る。）

基準水位：別図のとおり

（別図は、島根県土木部河川課及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供します。）

（※）津波災害警戒区域について

最大クラスの津波が発生した場合に住民などの生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域として、都道府県知事が指定します。区域を指定することで、津波の建築物等への衝突によるせき上げを考慮した「基準水位」が公表され、津波から逃げるための警戒避難体制が強化されます。

マップ on しまねで津波災害警戒区域のおよその位置を確認することができます。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Map?mid=41101&mpx=132.75463154625348&mpy=35.36700767208742&mps=2000000&mtp=pfm&gprj=3>

（注）正確な位置は津波災害警戒区域区域図をご確認ください。



詳細については河川課 Web サイトをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/suibo/tsunamisaisaigaikeikaikuiki/tsunamisaisaigaikeikaikuiki.html



島根創生計画	VIII	安全安心な暮らしを守る
	1	防災対策の推進
	(3)	防災・減災対策の推進(p.93)

【県 Web サイト】

（島根創生を進めるための新規・拡充施策（令和 6 年度版））

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/shinkikakujuR6.pdf>

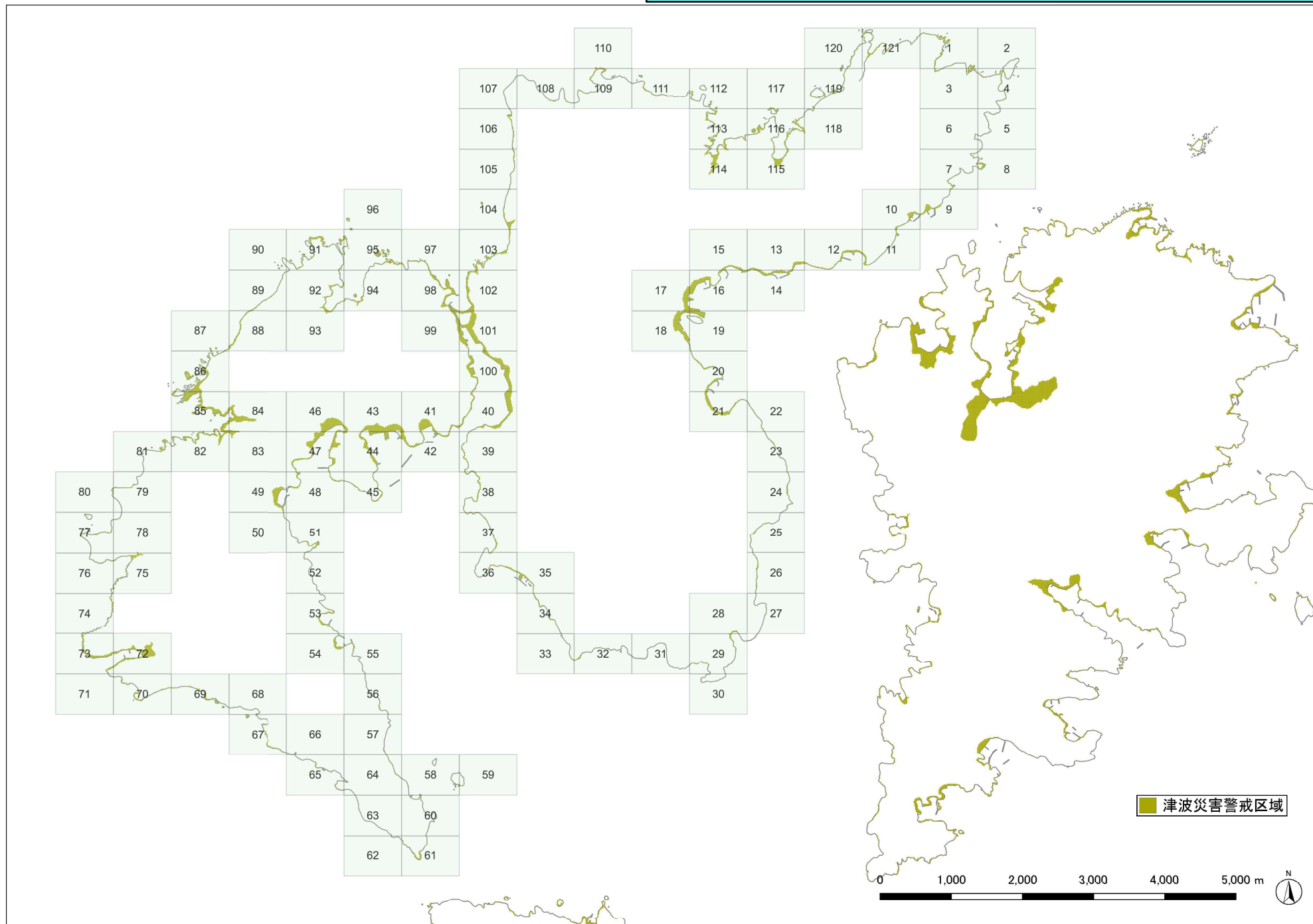
（島根創生計画）

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf



西ノ島町 津波災害警戒区域 位置図

「津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（西ノ島町）」より抜粋





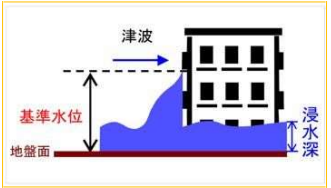
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

〔凡例〕	
	津波災害警戒区域
0.0	基準水位（メートル）
告示番号	島根県告示第441号
告示年月日	令和6年6月28日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）